

令和5年度厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)

議 題：社会福祉施設等施設整備費補助金

開催日時：令和5年6月2日(金)16:00～16:59

開催場所：中央合同庁舎第5号館(9階省議室)

出席者：赤井委員、伊藤委員、大橋委員、大屋委員、高久委員、寺田委員、中益委員

○厚生労働省大臣官房総括審議官(行政改革推進室長(以下「総括審議官」))。)

それでは、行政事業レビューの公開プロセスを再開いたします。本日最後の事業である、社会福祉施設等施設整備費補助金を始めます。それでは、まず担当部局から5分以内で簡潔に説明をお願いいたします。

○障害保健福祉部

本事業を担当いたします厚生労働省障害福祉課課長でございます。まず、資料に沿って説明しますので、どうぞよろしくお願いたします。まず、資料の4ページですが、事業の概要です。本事業は、障害者の方々が利用する入所・通所などの障害福祉サービスの施設・事業所について、社会福祉法人などが創設・増築・修繕などの整備を行う場合に国庫補助を行うものです。

このスライドの中央付近に、事業実施主体とあります。スライドの4ページです。この補助事業の実施主体は、都道府県、指定都市・中核市です。このため、自治体ごとに補助要綱が作成されます。これを踏まえまして、社会福祉法人等から申請書類が自治体に提出され、申請について自治体内で施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査が行われ、国に対して国庫補助協議が行われます。国は、交付要綱や協議通知に照らして審査を行い、内示を行う手続となります。

国の予算額及び自治体からの協議額は、次のスライド5ページに推移をまとめています。例えば令和3年度は、当初予算48億円、自治体からの協議額は144億円、補正予算では85億円を確保して、全国の需要にえています。最近は、協議額は予算額を大幅に上回っており、今年度は、予算額45億円に対して協議額は約190億円に達する状況です。

次のスライド6ページでは、この事業に基づく国の整備の方針を示しております。障害者の方々の障害特性や状態は様々ですので、自治体にその必要なサービスを見込めるよう、そして、整備状況など、そのようなものも自治体ごとに作られているわけですが、それぞれ異なります。国としては、例えば、アからカにあるような災害対策、クにあるような、地域の一員として生活するためのグループホーム等の整備、タにあるような、地域で安心して生活するための緊急時受入体制の整備などを示しております。ノーマライゼーション、共生社会の実現の観点から、障害を持った方ができるだけ地域で共生して暮らすことができるよう、ここにもその方向性を示しております。

スライドの 10 ページでは、この補助金の執行状況を示しておりますが、ほぼ 100%近い執行となっています。

スライドの 12 ページでは、自治体域内における障害福祉サービスの確保に向けて、市町村や都道府県が障害福祉計画を策定すること、そこでは、サービスごとの提供の目標や必要な量の見込みを示していることを説明しております。その次のスライド 13 ページでは、市町村が計画策定時に地域ニーズを確認するための実態調査に関するマニュアルの概要を示しております。障害福祉をめぐる地域のニーズは多様ですが、このような形で、できるだけエピソードベースではなく、エビデンスベースでの計画の策定に努めるよう、後押しをしております。

実際の障害福祉をめぐる地域のニーズや状況は多様で複雑であることを示しております。その状況の例がスライドの 16 と 17 です。現在、国の協議書では、スライド 16 のような様式で、地域の状況を示すよう求めておりますが、実際には、スライドの 17 にあるように、その施設整備の必要性の背景は、障害当事者の障害特性や置かれている状況、地域の支援体制、そして、法人としてそのサービスを提供するためのスタッフの確保などが相まっておりまして、その整備の緊要性に関しては地域ごとに異なってまいります。

次のスライドの 18 ページでは、様々な関係者が構成員となっている自立支援協議会の概要を示しておりますが、このような協議会は、障害福祉計画の策定、支援体制の課題やニーズなどを協議しておりまして、自治体において、地域の当事者、関係者の理解と納得を得ながら施策を進めるよう促しております。

最後に、スライドの 22 を説明いたします。本事業の論点と見直しの方向性ですが、論点につきましては、地方自治体の整備計画に基づき行う国に対する協議額が予算額を大幅に超過していることから、必要な運用の見直しなどの検討を行うべきではないかとされております。現状はただいま説明したとおりですが、下から 2 つ目の○の部分、予算額が協議額を大きく上回る状況になっていること、そして、その下の○、都道府県等における国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定することとしているが、外部有識者、当事者等を加えて審査を行っている所は多くない、というようなことを書いております。

見直しの方向性ですが、担当部局としては、本事業の予算額の確保に努めることが必要と考えております。全国から、多くの自治体から首長様のお名前でご要望を頂いている状況です。また、2 つ目の○ですが、本事業の実施主体である都道府県等は、地域の当事者等のニーズや障害福祉サービスの提供者の状況を踏まえて、対象施設を総合的に検討・決定し、国庫補助協議を行っています。この決定プロセスへの国の関与は一定の範囲内とする必要があると考えておりますが、次のページにあるような、このプロセスに係るアンケート結果等を踏まえ、一定の見直しを検討してはどうかと考えております。以上が私からの説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○総括審議官

ありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと存じます。先ほどと同様に進めたいと思いますので、発言される方は挙手又は挙手ボタンをお願いしたいと思います。また、コメントシートについても先ほど同様、議論の状況を踏まえて適宜記入をお願いしたいと思います。それでは、御質疑のある方の挙手等をお願いします。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

この事業に関しては先日、精神障害者福祉施設の見学の機会も頂きました。改めて御礼申し上げます。その際に考えた問題点としては、25 ページにもあるとおり、やはり数が絶対的に増えているということです。現在、障害者の総数が 1,160 万人、人口の約 9.2% 相当ということで、決して他人事ではないと言いますか、身近にこういった家族を抱えることが、ある程度頻繁に起こるわけです。これは障害者の方の生活の自立という観点で、きめ細やかな整備をすること自体、社会的な要請が非常に高いものというように思っております。

一方でこの施設整備費補助金というのは、いわゆる施設の耐震化とか、具体的にこのままの施設ではいけないといった差し迫る事情がないと、なかなか使い様がないのです。どうしても福祉事業者は、規模としてそれほど大きくないので、財政事情との観点からも、単純に数が増えたからという理由で、頻繁に施設をポンと造れるわけではない。やはりタイミング等で、どうしてもこのままこの施設ではやっていけないような耐震構造上の理由などがなく、なかなか補助金自体を使うことが難しいのです。また、建物を建てて終わりではなく、施設整備の補助金が出るけれども、その後のランニングコストは事業者の様々な形での工夫でやっていかなければいけないのです。ですから必ずしも規模を拡大することで、事業運営が改善されるものでもない。そういったところを問題意識として感じました。

それと、社会福祉施設と言っても、中身は様々であるということも分かりました。先日伺った精神障害の方の施設では、基本的に重度の方は精神病床でずっと入院をされている。元気な方は独居も含めて、自分の個室があるようなアパートでのグループホームというものも、ニーズとしては増えているという話です。つまり、障害者と言っても程度は様々で、それに応じて医療的なケアが必要な方から、どちらかと言うと生活扶助的な局面が必要な方まで様々であることが分かりました。グループホーム側の工夫も、様々な形態があります。小規模で暮らす家のような形から、通所で居場所として通うような場所を提供する所まで、様々であるということが分かりました。

これらの問題点としては、福祉施設を整備するときに障害者の実態のニーズに合った、きめ細やかな施設をつくる上でのノウハウとか、実際の現場での人数も含めたニーズの把握ができていくかということが、一つあるかと思います。それがなければ施設整備

費補助金だけでは、有効なサービスを提供することはできないと思います。裏側にあるニーズとして、どういった障害の程度の方がどれだけ増えているのか。例えば現状、社会復帰は素晴らしいことだけれども、余りにも1対1で付き過ぎると、逆にそれはお金が掛かり過ぎるから、それだったらグループで暮らしたほうがいいのか、病院で暮らしたほうがいいのか。障害者としてひとくくりにしてしまうと、そういった細かなニーズをなかなか把握できないのではないかと。実際の施設の中でも、精神障害者の方が多数だけれども、いわゆる知的障害の方もいらっしゃるし、それぞれ皆様が高齢化しているので、高齢福祉という観点での対応も必要です。そういった観点からすると複合的なニーズに対して、この補助金だけで支えることができているのかという点について、検討が必要ではないかと思われました。長くなりましたが、差し当たってはそこまでいたします。

○総括審議官

今の伊藤委員の御発言に対して、回答等がありましたらお願いします。

○障害保健福祉部

先日は施設のほうに視察いただき、事業所というか、各障害当事者や御家族の方々のニーズが様々であるというのは御指摘のとおりです。厚生労働省としてもできるだけ施設や病院ではなくて地域で暮らせるように、またお一人お一人の意思にも沿った形で、必要なサービスが提供できるように、地域、各自治体、事業者と連携しながら、必要なサービス提供体制の整備を進めているところです。

スライドの30ページにも書いてあるように、確かに施設の整備を進めていくに当たっては、これはイニシャルコストですけれども、ランニングコストに関しては障害福祉サービス等報酬において、毎月支払いを行っています。こちらの公費と各都道府県が事業として構成する社会福祉施設整備費を合わせて活用していき、地域において必要なサービスを確保していく仕組みとなっています。やはりどのようなニーズがあるかということについては、非常に幅広いニーズになってきます。ニーズの把握については、先ほども説明させていただきましたが、計画策定に当たって実際にニーズ調査を行い、その計画において必要なサービス料の見込みを位置付けていき、必要なサービスの提供と確保、それが安定的に運営できるように、この報酬の設定を行っているという状況です。

○総括審議官

ただいまの答えを踏まえて、更に追加のコメントがありましたらお願いします。とりあえずよろしいですか。ありがとうございます。それではほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。赤井委員、お願いいたします。

○赤井委員

今も言われたように、社会福祉施設が重要だということはもちろんですが、お金にも限りがありますので、要望額が多いと全て出せないということもあるので、何か工夫ができないかと。お金がたくさんあれば、このまま配っていくという方法でいいのだろうと思うのですが、限りあるお金を有効に使うには、本当に必要な所にお金を回していく。その優先順位をどのように付けていくかということもありますから、その辺りを考えて、それに関しての質問です。これは施設の自己負担が4分の1なので、4分の3は補助してもらえるとということですよ。もちろんほとんどの施設は、きちんと運営されていると思うのです。しかし4分の3補助してもらえらるから、ある程度施設の痛みが進みやすくて、そのままにしておくとか、こういうものを期待して、日頃からきちんとメンテナンスしていれば、それほど老朽化しなかったのにというような、悪い言葉で言うとモラルハザード的なものですね。そういうものへの配慮とか、そういうところへの懸念はないのかというのが1点です。

もう1点は、要望額が多いということもあって、例えば自己負担を少し引き上げる。自己負担は少ないほうが良いとは思いますが、もっと自己負担を増やしてでも早く。自己負担が少ないと、その分限られた予算だと、1年間に補助できる施設数も減ります。自己負担を増やしてもらえれば、より多くの所にお金が配れるという意味で自己負担を増やしてでも、ちょっと早めに老朽化対策で多くの所に配ったほうが良いということもあると思うのです。そういう補助の自己負担のスキームで、何か議論や工夫の余地がないのか、その辺りを教えていただけますか。

○総括審議官

ただいま、優先順位の付け方の話や事業運営上の補助割合の話もありました。その点についての回答をお願いします。

○障害保健福祉部

まず自治体における優先順位と申しますか、事業者が施設整備費について、どのように申請なさっているかということです。現在は非常に限られた予算の中で実際に申請を受け付けて、自治体においても優先順位を決定しています。基本的には、まず地域におけるニーズをしっかりと確認していくということになります。それは障害福祉計画の中において、どのようなサービスがどれぐらい必要かということを確認するわけです。

例えば、先ほどの事例でも少し御紹介したような、重度の障害を持った方に対する施設の整備に関して言いますと、もちろんランニングコストとして障害福祉サービス等報酬が入るとしても、人材を確保していく、適切なスキルを持った方を確保するということが必要となりますので、各法人や事業者においても十分な準備とか、そこには法律としてのしっかりとした決定なども必要となってきます。そのような観点から、その地域においてニーズはあるけれども、なかなか整備が進まないようなサービスについて、特に最近はこの

施設整備費を活用した形で申請が出てきていると考えております。ですから実際に施設整備がなされた後には、多くの自治体の施設において多く利用していただいています。私どもも申請書の中で、この施設を待っている人たちがどれぐらいいらっしゃるかも確認させていただいているような形です。各自治体においては、やはり現場のニーズをよりしっかりと捉えていただきたいと思いますと考えております。

もう1点、自己負担と申しますか、事業の整備費を受けるに当たっての補助割合の変更ということになるかと思えますけれども、私どもは限られた財源を用いて、施設整備費を配分しているという状況です。ただ実際のところ、一定程度の単価というのを設けており、その枠内において2分の1、4分の1、4分の1という負担割合で施設整備費補助金を出しています。それをどのように設定するかということもあります。私どものほうに届いている声では、やはり現在においても4分の1負担というのが、非常に重いという声も届いています。もちろんそのようなアイデア、先生がおっしゃったような形を取ることができれば、より多くの施設数に対する支援ができるのですが、そこはよく現場の意見なども伺いしながら、考えていくべき課題ではないかと考えております。

○赤井委員

もちろん負担が増えることは、ないに越したことはないと思えますけれども、負担が増えることで、余ったお金で更なる別の人に補助ができるかもしれないので、いろいろな可能性を含めて議論をしていただきたいと思います。初めに言ったモラルハザード的な話に関連して、そういうことはないと思うのですが、余りにも杜撰な経営をしていて、思ったよりも早く施設が老朽化しているような場合などは、チェックで省くような仕組みはあるのですか。

○障害保健福祉部

今、先生がおっしゃっているのは施設整備をした後の話ですけれども、もちろん施設の整備申請をするに当たっては、整備をした後の経営の計画などについても、確認をさせていただいているところです。

○赤井委員

新たな整備の場合は後になりますけれども、既に初めに補助金をもらって整備をして、老朽化してきたからまた改修という場合もありますよね。そういう場合にそれまでの。もちろん造った後、「経営が悪いからお金を返して」とは言えないと思えますけれども、それまでの経営が余りにも悪いと、次の老朽化のときには出さないとか、逆にそういう施設はなくても、そういう要件が入っていると、より長く使おう、丁寧に使おうというインセンティブにもなるのでいいのではないかと思います。

○障害保健福祉部

先生の御指摘は理解いたしました。確かに老朽化などについて、しっかりとしたメンテナンスなどが行われていない中で安易に申請を行うというのは、公費の使い方としては問題があるかと思しますので、先生の御指摘を踏まえて、どのようなことができるのかを。

○赤井委員

今、国のインフラでも長寿命化など、いろいろ工夫をしているので、そういうインセンティブを持つということは大丈夫でしょうか。

○障害保健福祉部

特に一度補助金を出した施設整備については、コンクリート造とか木造といった、いわゆる構造によつての処分年限と言いますか、原価償却が決められております。もし、それを早まってやられた場合には、財産処分という手続があり、一定程度補助金を返還していただくことがありますので、基本的には処分年限を超えたものが出てくると承知しております。

○赤井委員

では、規定の減価償却があつて、その年限よりも早く申請してきたものは、余り受け付けられないという感じにはなっているということですね。

○障害保健福祉部

要するに返還があるということです。

○赤井委員

仕組みは分かりました。その辺りもよろしくお願いします。

○障害保健福祉部

補足です。私もしっかり承知していませんでしたが、現在の交付要件の中でも、善管注意義務を果たす、善良な管理者の注意をもって管理をするということに関しては、現在の要綱においても求めているという仕組みです。

○赤井委員

ありがとうございます。

○総括審議官

ほかの委員の皆様からいかがでしょうか。大橋先生、どうぞ。

○大橋委員

若干難しい事業だと思っています。難しいという意味は、適正な申請が出てきたものに対して補助をするということは外せないものであって、予算が限られていれば優先順位なり、適正性のハードルを上げるなりして選択をせざるを得ない。よって予算額を増やすか、あるいは費用を減らすわけにもいかないので、それしか出口がないということになってしまって、政策の出口の尤度が乏しいところが議論の幅を狭くしているのではないかという感じが若干しています。それを前提として、まず本申請以外の方法で施設整備をする方法があるのかというのが1点です。ある意味自治体や都道府県の側として、そうした所へ誘導することによって、施設整備をより早く進めてもらうという考え方があるのかどうか。そこはどうなのでしょう。

○総括審議官

そこはどういう形で借入金の返済をしているのかという仕組み的なものも含めて、御説明をお願いします。

○障害保健福祉部

実際のところ、もちろん施設整備費というものが限られている一方で、障害福祉サービスの事業所が増加していて、全てを施設整備費によって応援をしているという状況ではありません。ですから多くの新設された事業所においては、借入れによって当初の費用を賄った上で、その後の障害福祉サービス等報酬の事業運営をしていく中で、その収入によって借入金を返済していくという形です。もちろん民間の低利融資とか、特別な事業などによる補助金などを受けているケースはありますけれども、多くの場合は障害福祉サービス等報酬を得ながら事業運営をしつつ、借入金を返済するという形となっております。

○総括審議官

追加はいかがでしょうか。

○大橋委員

よって、そこでできるものはそういうアドバイスをしながら、限られた予算の中で運営せざるを得ないということだと思いのです。だから、これは現状の運営の仕方と言うよりは、もう少しこの政策のツールを使って、障害者福祉の政策を更に推し進めるようなことができるかどうかという観点での御質問だと思うのです。現在、要望が出たものに対して施設整備の補助をするという形ではあると思いますが、例えば施設で提供されたサービスの質あるいは要件などを、この施設整備の補助要綱の中に入れ込むことで、ある意味、障害福祉の政策として厚労省の思い描く政策を、施設整備の限られた予算の中で進めていく

とか、そういうような考え方も取り得るかどうかというのはどうですか。

○障害保健福祉部

正に先生が御指摘の方法というのはいり得ると思うのですけれども、現状においてもあらゆるサービスに関して、別途、障害者福祉サービス等報酬をもらうに当たっての基準というのものが、そちらのほうで一定の質を確保する。例えば、このような人員配置がなければならない、設備についてはこういうことをしなければならない、研修を受けなければならないなど、いろいろな要件があります。そのような形で全国的に求めるべき質については、そちらのほうで確保している。そのような政策手段としては別にしているところがあります。

一方で施設の整備に関して言うと、特に各地域におけるニーズや必要なものは、それぞれ異なると考えているのです。しかし、この全体的な障害福祉の流れとしては、やはり施設から地域へ、地域の中で障害を持っている人も持っていない人も、ともに暮らすということが1つの目標となっておりますので、それが目指せるように国の施設整備の方針の中でも、入所の施設を新たに造る際には、真に必要な場合に該当するかどうかをよく確認していただきたいということは申し上げております。ただ、例えば通所の施設であっても、就労の施設とかグループホームとか、様々なサービスがあります。それらについて比較する又は質について評価をするような形は、1個1個ということになると、現状ではなかなか難しい面があるかと思っています。やはりその地域のニーズや納得感を高めていくことが、非常に重要かと考えております。

○大橋委員

私の想像の範囲内ですけれども、これが使えそうなそれぞれの自治体は自分の所を見ているわけですが、厚労省はより広域で御覧になっているということはいり得ると思いますので、施設の整備がローカルなニーズから出てきたものを、広域で最適に配置するところでのお金の付け方というのが、多分あるのかなと思います。ただ、他方で今おっしゃったように、地域というのが非常に限定された所だと、広域という考え方が持ちにくいかもしれません。よって、なかなか出口が少ない施策という結論になるのですけれども、もしコメントがあればと思います。

○障害保健福祉部

御指摘、ありがとうございます。非常に難しい課題だと思っておりますけれども、引き続き研究させていただきたいと思っております。

○総括審議官

施設というよりも、サービスがきちんと各地域にあることが一番重要だろうと思っております。

その意味では各地域の中で、例えば町中に住みやすく住めるようにしよう、地域共生をやっているといった場合に、空き家を活用してグループホームを整備したりという取組も実際にあります。そういうものが多い地域と少ない地域とがありますので、その辺は地域によって取組状況の知恵はあるけれども、必ずしも一律ではないということです。その中で、どうしても箱物整備的なものをやらなければいけない、耐震化しなければいけない、あるいは大規模修繕をしないと老朽化で使えなくなってしまう、しかし入所者がいらっしやるという場合には、そういうものを補助するということなのです。その意味では6ページのクにあるような整備方針も含めて、優先順位付けを上手にやっていかなければいけない。ただ、地域地域での順番付けが一律でないところに、委員がおっしゃるような難しさが非常にあると思っていますところです。ありがとうございます。ほかにいかがですか。高久委員、お願いします。

○高久委員

「論点と見直しの方向」というスライドの22ページに、「真に必要な施設について優先順位を付して協議」となっていると思いますが、固定的な費用というか箱物なので、将来にわたる需給の一致という視点も必要ではないかと。今整備したからといって需給が変動すれば、将来5年後には余り使われませんねというようなことが、もしかしたらあるかもしれない。それと同時に今不足して、将来更に不足が見込まれる地域もあるかもしれない。

優先順位を付すときに、現在の事務局案というか方向性には、当事者の意見や審議会等で透明性を高めて決定すればいいのではないかということが、少し見え隠れしているところかと思います。それも透明性を高める1つの方法ではありますが、一度整備すると非常に長い期間使われるという性質を考えると、やはり将来にわたる見通しに基づいて作られているのかというのが、アカンウタビリティを高める1つの非常に重要な要素だと思います。精緻にやるのは非常に難しいところではありますが、現在の補助金の決定のスキームの中でどれくらい、将来にわたる需給のバランスの見通しに基づいて作られるスキームになっているかというのを、教えていただければ有り難いです。

○総括審議官

回答をお願いします。

○障害保健福祉部

先生の御指摘のとおり、そもそも中長期的に使っていただくものなので、この補助金の申請をするに当たり、どのようにこの施設を使っていく予定なのかということに関しては、確認をした上で審査をするという形となっております。そういうことで、協議書において計画が具体的であるかどうかを確認して、専門的な知見も得ながら協議書の内容も、自治

体において確認をするケースがままあると聞いております。

○総括審議官

いかがでしょうか。

○高久委員

分かりました。施設に今後の意向を聞くというのは大事だと思いますけれども、地域ごとの人口動態等もありますので、そうした視点からの需給のチェックもやっていただきたいということです。

○総括審議官

御指摘、ありがとうございます。ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。寺田委員、手を挙げておられますか。

○寺田委員

今回の事業で気になっているのは、指定都市に限っているという点でした。施設等から地域へのケアに変えていくということであれば、もちろん人手が足りないのかもしれませんが、全国的にもっと対象の自治体を広げていくということも必要かと思うのです。その点について、何か工夫されている点があれば教えていただきたいということです。それから、例えば今回の施設整備費についても対象になっていない自治体と協力して、若しくは代理して、今対象になっている自治体が協力するような方法があり得るのかを教えてください。

○総括審議官

では、県と指定都市・中核市の関係性などの御説明をお願いします。

○障害保健福祉部

冒頭の説明で省略をしましてすみません。この施設整備費に関しては、事業実施主体が都道府県、指定都市・中核市となっております。指定都市や中核市に関しては、その市・域内にある事業所に対する事業を行います。そして都道府県に関しては、指定都市や中核市以外の市町村において、整備しようとする施設や事業所に対して補助を行うというスキームとなっております。なので、各都道府県や各政令指定都市・中核市においては、関係自治体とも連携・相談をしながら、必要な施設整備を進めているというのが現状としてあります。現行の制度です。

○寺田委員

ということは全都道府県、1,800弱自治体だけが対象ということでしょうか。

○障害保健福祉部

御指摘のとおりです。

○総括審議官

寺田委員、よろしいでしょうか。

○寺田委員

はい、大丈夫です。

○総括審議官

もう少し質疑を続行したいと思いますが、コメントシート記入がまだの委員の先生は、記入を進めていただくようお願いしたいと思います。記入が終わりましたら、事務局にお渡しいただけますようお願いいたします。では、引き続き御質疑がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。では伊藤委員、先にお願します。

○伊藤委員

先ほどの論点と、ちょっと重なることにはなりません。先ほど私は、数的に全体のマクロで見れば、こういったニーズは増えていくのではないかと申し上げました。一方で高久先生がおっしゃるように、長期見通しで見ると地域の中でもニーズや人数は、割とでこぼこするのではないかと御指摘がありましたし、赤井先生からは、4分の1の自腹であれば、必要数よりも増えてしまうのではないかと御懸念もありました。そういうものは割と全て共通している課題だと思うのは、障害者だと社会・援護局、老人だと老健局、医療だと医政局や保健局といった形で、どうしても障害者というか、人のニーズは全部複合なのです。通っていらっしゃる方ないし働いていらっしゃる方が、急に医療的なニーズが必要になったり、高齢化して介護のニーズが必要になったり、人一人で見れば様々な複合的なニーズがあるのに、施設や施設補助金は全部分かれている。そうすると、みんな全部の機能が収まったような1つの施設があって、そこにたくさんの人とたくさんの職種があって、いろいろな人をケアできれば、多分一番ベストなのが、どうしてもちょこちょこ、ちょこちょここと違う機能のものがたくさん出てきてしまう。

伺った地域でも施設数自体、サービス事業者数自体はとも増えているのです。なので、自立支援協議会で協議をしているということですが、これ自体が何かしらの非効率を生みかねない、1つの仕組みになっているのではないかと御懸念も、検討が必要かと思っております。もちろんニーズとして増えていて、サービスとしての充足は必要だけでも、事業者がそれぞれ縦割で、ちょこちょこ、ちょこちょこいろいろな施設を造ったり、いろ

いろなサービスを提供したりすることが、果たして効率という観点で、ないし受給者というか、サービスを受ける方のウェルフェアの観点でベストであるかという点は、即検討が必要かと思います。

あと、施設の補助に関わる要件は、あくまでも施設的な必要度が優先されていると考えています。サービスの必要度とか、今までのサービスの事業者の運営が適切であったかどうかということが、本当にどこまで審査要件になっているかという点、曖昧になっている部分があるかと思います。国の整備方針を見ていただくとアからテまで、どちらかと言うと施設の安全性やブロックがどうかということが、優先順位として書いてあります。中でのサービスの実態そのものが事後的にチェックされているかという点、先ほど補助金の返還システムがあるという話でしたが、実際に補助の返還に至った例が多いかという点、恐らくそれほどではないように思います。もし件数があれば補足していただきたいと思います。やはりうまく施設を造ったことが、その後もうまく使われるような仕組みを内在させられるのかというところが、公費を多額に投入して施設整備を行う上での EBPM だと思いますので、そういった事前・事後評価がきちんとできる仕組みを、より考えていただきたいと思います。以上です。

○総括審議官

整備の関係が非効率になっていないかというのは、合築とか複合施設整備みたいな話も含めて進めているところもあると思うので、その点に触れつつ、あと、これまでの運営についてのチェックがどうなっているのかという点について、回答をお願いします。

○障害保健福祉部

御指摘のあった、複数の機能を備えているような施設や事業所の整備ということで言いますと、現在の補助においても多機能型とか共生型といって、高齢の方も一緒に生活するような場に関しても施設整備を行っているところですね。もちろんその場合には、他の分野の補助金なども一緒に入ってきたり、入ってこなかったりということがあります。そこはもう自治体のほうで全体的に整備計画を立てていただいて、それにお応えしていくという状況です。

また、効率的にというお話もありました。やはり障害者の方のニーズは様々あるので、家庭的な所を求めるようなニーズもある中ですから、現場のニーズをよく確認しながら対応していくべきことであろうと思っております。実際に事業を始めた際に、どのようにその質を確保していくかということ、施設整備とどう絡めていくかということで、そのような問題提起ではないかと捉えて拝聴させていただきました。やはり障害福祉のサービスに関して申し上げれば、施設整備費が入っているか入っていないかにかかわらず、一定レベル以上のサービスの質は提供されなければならないと考えております。ですので現状では各都道府県、政令市等が指定権者として指導監査なども行い、サービスの質や最低限度

の質などを確認しているところなので、そのような仕組みの中でサービスの質の一層の向上というものを、基準の設定も含めて考えていくものであると捉えております。

○総括審議官

中益委員はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○中益委員

私は見直しの方向性である決定プロセスに注目しながら検討する点に賛成しております。ただし1点気になる点がありますので、その点だけ申し上げたいと思います。何かと申しますと、当事者の参加の点です。資料の22ページを見ますと、当事者が参加されたほうがよいのではないかと趣旨で整理されたと思われる記述があります。また23ページでは、実際に当事者の方々がその審議会などに入られている記載もあるように拝見します。しかし他方で施設利用者は、恐らく様々な事情によって意見表明をしにくい状況が考えられるかと思えます。例えば引きこもりになっていらっしゃるとか、あるいは障害者だけでなく、この事業は生活保護の被保護者や、売春防止法の施設利用者も対象になっているかと思うのです。社会的な偏見の目などを気にして、そういった審議会の場に出てこられるかということ、なかなか難しいように思います。したがって、当事者の意見を聴取してニーズを測るのは大変重要なことと思えますけれども、これがあつたからといって、必要度や緊急度に直結するものではないと思えます。ですから見直しの際には、これが直接優先度を左右しないような方向にするほうが、公平・客観的な仕組みかと思えますので、御検討いただければと思います。以上です。

○総括審議官

ただいまの御指摘に対して回答をお願いします。

○障害保健福祉部

御指摘、ありがとうございます。先生から御指摘があつたとおり、いわゆる声なき声と申しますか、その地域におけるニーズというのは、様々な方法によって把握していくことが必要だと考えております。このような形で施設整備費を活用していくに当たっても、例えば協議会ということもあります。また、計画策定に当たっては、実際にアンケート調査なども行ったりしますけれども、その際には様々な現場のニーズと申しますか、当事者のニーズをしっかりと把握することができるように、工夫をしていくことが重要であると思えます。

○中益委員

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○総括審議官

それでは大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員

先ほどの中益先生の御指摘はごもっともですけれども、一方で障害者の方々というのはそれぞれ多様で、障害者という方がいるわけではないわけですね。そういう中でちょっと気になったのが、頂いた資料の 23 ページなどを見ると、都道府県等による事業対象施設の決定プロセスにおいて、ややばらつきというか、ぶれが見られます。当事者又は当事者団体を審査会等の構成員に含むのもいいのですが、先ほども出ていたようにその方々が偏っていると、必ずしもそれが忠実な意見の反映にならないというところがある。そういった意味で、当事者の意思をある程度洗練して集約した形で、どう反映させていくかということが重要です。

そう考えた場合に、いわゆる自立支援協議会の機能というのが非常に重要だと思われるところ、現状では協議会の設置とそれを福祉計画に反映させることの双方とも、努力義務にとどまっているというところがあります。実際に 23 ページの資料を見ると、その反映が今ひとつ、連携が効いていないように見えるところもある。なので、この辺りを含めて、いかに当事者の御意見をうまく洗練させた形で集約させていくかという観点から、プロセスの標準化や統一化の方向に向けて検討していただければと思うところです。私からは以上です。

○総括審議官

さらに今の点はいかがでしょう。

○障害保健福祉部

御指摘、ありがとうございます。おっしゃるとおりで、こういう協議会を積極的に活用していくと。今、設置は確かに法律上、努力義務となっておりますので、このような協議会の設置を促していくということも、併せて必要であると思いますし、団体の御意見に関しても、こういうような場で議論をすることによって、より客観的にそのニーズが明らかになってくる面もあろうかと思っておりますので、どのような工夫ができるかは考えてみたいと思います。

○総括審議官

ありがとうございました。それでは提出いただいたコメントシートに加えて、これまでの御議論における各委員の皆様からの御意見も踏まえ、大屋委員と取りまとめコメントの作成をさせていただいておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。この

間に、特に何か追加であればと思います。もう予定して御準備をされておりますので、伊藤委員からお願いします。

○伊藤委員

直接のコメントではないのですが、現場視察で伺った点で、今後活かすべき点かと思った点を1つだけ申し上げます。こうやって事前の審査の書式をたくさん出していただいて、施設整備計画を認定するという自体、プロセスとしては非常に素晴らしいと思います。しかし現場のサービスの事業者にとっては、建設の申請のために様々な書類を書くこと自体が、そもそも初めてであり、全く知識がない。そうすると、そういった社会福祉施設専門の建設設計事業所に依頼しないと、申請自体がなかなかできないということがありました。それが国内で幾つかに絞られるようなのです。

事前チェックという点で大事であると同時に、結局、そういった申請事業者に受注が集中してしまう。これは競争の観点から言うと、もう少し透明化というか、広く様々な施設ニーズがあるとすれば、そういった所にすごく長けている事業者だけが受注するという形は望ましくないし、余りにも事前チェックが厳し過ぎる。もちろん厳しいことは大事だと思うのですが、結局建ててしまえばこっちのものみたいな形になってしまって、事後的に適切な運営ができるかどうかというのは、赤井先生の御指摘にあったような視点が、ちょっと欠ける可能性があるのではないかと。この場で取り上げるべき大きな論点とは思いませんが、現場でそういったお声を伺えたことが、とても有用だと思えましたので、この場でも御紹介させていただきます。以上です。

○総括審議官

この補助金の執行そのものではないのかもしれませんが、適正性の担保のために、そういうチェックが入るといふ、緊張感を持ったやり方という点についての御指摘だと思います。その点について何かあればどうぞ。

○障害保健福祉部

御指摘のとおり面はあります。実際に福祉の事業所は、もちろん福祉の専門家ですので、直接支援の知識はお持ちですが、それに加えて当然、経営者として会計の知識を持つということ、施設整備を行うということになりますと、実際に協議書や補助金の申請書などを書くに当たっては、建築関係の様々な知識が必要になってきます。実際はそのような形で、いろいろな方の助言を頂きながら申請せざるを得ない面もあるとは聞いております。もちろんその際には中期的な見通しなども持っていただきながら、補助金の申請を検討していただく。そして補助金の申請というものを通じて、その地域においてどういう貢献をしていくのか、又はどういうサービスをして利用者のニーズに役立てていくのかをしっかりと考えて、自治体とも話し合っていたいただきたいと思っております。この補助金を

通じて、より良いサービスが提供できるように、何ができるかを考えていきたいと思いません。

○総括審議官

それでは時間になりましたので、取りまとめ役の大屋委員から、取りまとめコメント案の発表をお願いしたいと存じます。

○大屋委員

先生方、今回もコメントをいろいろとありがとうございました。それらを踏まえて、以下のように取りまとめコメント案を提示させていただきたいと思えます。

本事業においては、厚生労働省に対する地方自治体の協議額が国の予算額を大幅に超過していることから、厚生労働省においては引き続き予算の確保に努めるとともに、本事業の運用の見直しなどを検討すべきである。

本事業の見直しの検討に当たっては、施設利用者である障害者個々の利用ニーズが多様であることから、真の必要性から外れたモラルハザードを防ぐ仕組みも検討する必要がある一方、客観的な指標で効率性等を一律に判断することが困難であることに留意する必要がある。

こうした事業の性格を踏まえ、障害者、施設運営者などの関係者における多様なニーズを効果的に集約し、実効性のある予算配分を実現するという観点から、改善策を検討することが必要である。本事業は、関係者による決定プロセスの妥当性を軸に、個別の施設整備の有効性を判断すべきである。

具体的には都道府県等の決定プロセス過程において、障害者、施設運営者など、関係者の多様なニーズを効果的に集約できる仕組みになっているかどうか、その上で、個別の施設整備の緊急性、将来の見込者数などを加味し、実効的な予算配分が実現できているかどうかといった視点で事業の有効性を判断する必要がある。以上です。

○総括審議官

ありがとうございました。ただいま大屋先生から発表のあった取りまとめコメント案に関して、委員の先生方から御意見等がありますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、ただいまのようなラインで公表に向けて進めていきたいと思えます。

以上をもちまして本事業、本日の行政事業レビュー公開プロセスは、全て終了いたします。本日は長時間にわたりまして御議論、貴重な御助言を頂きまして誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。